

# Japan tax alert

EY税理士法人

## FATCA IRS宛て宣誓にかかる アップデート情報

### EY税理士法人 タックス・アラート・ライブラリー

EY税理士法人が発行したは、下記サイト  
からご覧になれます。

[www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html](http://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html)

米国時間2018年3月16日、米国IRSはFATCA宣誓にかかるポータルサイトに関するガイダンスを公表しました。

単に遵守している旨をチェックするだけの簡単なものではなく、多くの質問項目に対し、回答を選択もしくは入力するポータルサイトになる見込みです。

以下に本ガイダンスの概要及びポイントについて解説します。

### 今般の公表情報の概要・ポイント等

- ▶ FATCA宣誓機能を装備するポータルサイトの実装は、2018年7月以降になること(時期の言及はなし)
- ▶ 宣誓用ポータルサイトの公表後、最短3カ月後に宣誓期日が設定される予定
- ▶ 本邦金融機関(FFI)を含むモデルII協定国所在の参加FFI、ローカルFI、スポンサーード投資事業体等のFFIの類型ごとに既存口座特定完了にかかる宣誓及び定期的宣誓における宣誓項目が明確化
- ▶ ポータル上で行う宣誓作業は、単に遵守しているむねをチェックするだけの簡単なものではなく、多くの質問項目に対し回答を選択、もしくは入力するポータルサイトになる見込み
- ▶ 登録型みなし遵守であるローカルFIの宣誓においては、FATCA回避行為にかかる宣誓は除外されることが明確化
- ▶ スポンサー事業体の定期的宣誓において、各スポンサーード投資事業体との間で有効なスポンサーシップ契約書を交わしていることについての項目が追加

今回、公表された情報は、ドラフトの状態であり、今後さらにアップデートが行われる予定です。

各金融機関におかれましては、今後IRSより公表される情報を確認の上、宣誓に臨む必要があります。また、ポータルサイト公開後、最短3カ月後に宣誓期日が設定される予定であるため、クリーンな宣誓が実施できるよう、これまでのFATCA遵守態勢について検証を実施し、不備がないことを確認することが肝要です。

原文(英語)は下記サイトからご覧ください。

<https://www.irs.gov/businesses/corporations/draft-fatca-certifications>

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

#### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

##### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

##### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180320

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)